

マイナ保険証の住所情報について

◎以下はマイナ保険証の資格確認で表示される住所(保険者がマイナンバーに紐づけた住所(2参照))に関することです。
マイナンバーカード上の住所(住民票住所)のことではありません。
住基ネット上の住民票住所が健保が登録した住所情報で上書きされる等はありません。
マイナンバー制度の仕様により生じる事象ですので、ご理解をお願いします。

【1.なぜ医療機関窓口で住所相違が発生するか】

現状のマイナ保険証による資格確認では申し出住所、居所、住民票住所等が入り混じっています。また制度設計上、情報はリアルタイムに同期されていません。

このためマイナ保険証の資格確認時に医療機関へ表示される登録住所と医療機関で受診者が申し出た住所が異なることがあります。

**また、医療機関の資格確認では住所は必須項目ではありません
相違があっても受診はできます。**

【2.当組合加入者のマイナ保険証による資格確認時に表示される住所】

令和5年12月以前から在籍していた方の住所は、社員が会社を通じて届け出た住所(居所または住民票住所等人により異なる)が登録されており、ご家族にも社員の住所が登録されています。
令和5年12月以降に加入した方は法律により住民票住所を登録しています。

医療機関へ届け出た住所への修正希望には、上記理由により対応していません。現在の制度では完全一致させることはできず、
逆にトラブルが発生する可能性があるからです。

マイナンバー制度は当初住所情報の連携は考慮されておらず、マイナンバーの登録間違いが頻発したため、急遽住基ネットの登録住所と照合するために照合要件が追加されたものです。
住所の照合が必要になるのは、健保組合等が本人からマイナンバーを取得できない場合に、住基ネットからマイナンバーを取得するときであり、その他連携では住所照合(完全一致)は必要ありません。医療機関においても参考項目となっています。

**また、特に家族の住所情報は制度運用や法的な整備がない限り、
変更情報が都度健保組合へ届くしくみになってしまい**ます。

この状況で一過性の修正を行えば却ってトラブルの元となります。

将来住所登録ルールの統一と情報のリアルタイム同期が可能となるよう制度設計が見直される、或いはこれに近い状況となった場合には対応をしていく見込みです。

加入者のみなさまにはご理解ご了承をお願いします。